

ケアハウス やすらぎの里川部苑

重 要 事 項 説 明 書

当事業者は、ご契約者に対して施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1.	施設経営法人	1
2.	ご利用施設	1
3.	施設の概要	1
4.	職員配置	2
5.	サービス内容	2
6.	利用料等	3
7.	苦情の受付	4
8.	非常災害時の対策	4
9.	事故発生時の対応等	4
10.	協力医療機関	5
11.	退居及び契約解除	5
12.	ご利用の際に留意いただく事項	5

1. 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 誠広会
所 在 地	岐阜市川部3丁目20番地
代表者氏名	理事長 平野 明子
電 話 番 号	058-239-7722

2. ご利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設の目的	家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者に対し日常生活上必要な便宜を供与することにより、高齢者が、個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を営むことができるように、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とします。
施設の名称	ケアハウス やすらぎの里川部苑
所 在 地	岐阜市川部3丁目20番地
電 話 番 号	058-239-7722
FAX番号	058-239-8288
施 設 長 名	田中 裕幸
運営の方針	高齢者の特性に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等に万全を期するものとします。
開設年月日	平成13年6月1日
定 員	80人

3. 施設の概要

建 物	構 造	鉄骨造 5 階建て（耐火構造）		
	延べ床面積	4, 7 8 1. 5 2 m ²		
敷 地 面 積	2, 9 9 0 m ²			
居 室	居室の種類	室 数	居室面積	主な設備 浴室、トイレ、ミニキッチン 洗面所、冷暖房装置
	1 人部屋	7 2 室	3 0. 8 m ²	
	夫婦部屋	4 室	5 7. 9 m ²	

4. 職員配置

令和5年7月1日現在

職 種	常 勤	非 常 勤	主 な 業 務 内 容
施設長（管理者）	1 人		統括管理
事務員	2 人		事務管理全般
生活相談員	1 人		相談、助言、入退居調整
介護職員	2 人		日常生活の支援・援助、施設管理
栄養士	1 人		献立作成、栄養・衛生・厨房管理全般
調理員	3 人	4 人	調理業務全般

※ 職員配置については、指定基準を遵守しています。

5. サービス内容

種 類	内 容
食 事	・ 栄養士が、入居者の健康や嗜好を考慮した食事を提供します。 食事時間 朝 食 7 時 ～ 8 時 昼 食 1 2 時 ～ 1 3 時 夕 食 1 8 時 ～ 1 9 時 ・ 原則として、食堂での食事提供になりますが、病気等やむを得ない場合は、居室で食べられるよう配慮します。
入 浴	・ 大浴場（男女別）が決められた日時でご利用いただけます。ただし、歩行に際し、杖や歩行器が必要になった場合は利用できません。 ・ 各居室にも浴室があります。 ・ 施設として個別の入浴介助は行いませんが、居宅介護サービス等により居室での入浴介助を受けることができます。
健康管理	・ 入居者の健康を確保するため、医療機関にて年 1 回の健康診断を定期的に受けていただき、結果を病院及び事務室で保管します。（自費）
相談及び援助	・ 各種相談に応じるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や介護保険サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に支援します。
夜間の管理体制	・ 夜間は宿直員を配置し、施設の安全管理と緊急時の対応・連絡業務を行います。 ・ 夜間の午後 1 0 時から翌朝午前 6 時までは玄関を施錠します。ただし、やむを得ない事由により開錠の申し出があったときは臨機に対応します。

介護保険サービスの利用	・入居者が、個別の日常生活の援助及び介護が必要とする状態になった場合は、適切な介護保険サービスを受けることができるよう必要な支援を行います。
入居者の活動への協力	・入居者の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じ助言を行うとともに、入居者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合は必要に応じ協力します。

6. 利用料等

(1) 入居保証金

契約時に、30万円をお預けいただきます。

退居時に、居室の原状回復のための費用に充当させていただきます。

入居者は、本契約を終了する場合において、居室を明け渡す際の清掃費用及びその居室の基本設備、内装で、修理もしくは取り換えが必要なものについてその費用を負担するものとします。

(2) 利用料（1か月あたり）

一人1か月あたりの基本利用料は、サービスの提供に要する費用、生活費、居住に要する費用の合算額となります。居住に要する費用の支払い方法は、一括納入方式、併用納入方式、分割納入方式の中から選択してください。

費用等項目		一括納入方式	併用納入方式	分割納入方式
サービスの提供に要する費用 ※1		10,000～50,300円	10,000～50,300円	10,000～50,300円
生活費		48,767円	48,767円	48,767円
居住に要する費用	20年均等償却分	3,349,600円	2,000,000円	0円
	月々	0円	6,100円	15,200円
1か月あたりの合計額		58,767～99,067円	64,867～105,167円	73,967～114,267円

① 11～3月は、上記金額に冬期加算額(2,712円)が加算されます。

② その他、個別に契約する電気代や介護保険サービス等の特別なサービスに要する費用などは、入居者の負担となります。

③ インターネット回線およびケーブルテレビ使用料として、1戸あたり月額650円が加算されます。(令和8年4月分利用料から適用)

※1 サービスの提供に要する費用負担金表

前年の収入額		徴収額	前年の収入額		徴収額
1	～1,500,000円	10,000円	7	2,000,001～2,100,000円	30,000円
2	1,500,001～1,600,000円	13,000円	8	2,100,001～2,200,000円	35,000円
3	1,600,001～1,700,000円	16,000円	9	2,200,001～2,300,000円	40,000円
4	1,700,001～1,800,000円	19,000円	10	2,300,001～2,400,000円	45,000円
5	1,800,001～1,900,000円	22,000円	11	2,400,001～2,500,000円	50,000円
6	1,900,001～2,000,000円	25,000円	12	2,500,001円～	50,300円

(3) 利用料の支払い方法

毎月23日に翌月の利用料を、指定された金融機関口座から自動引き落としでお支払いいただきます。

7. 苦情の受付

入居者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じます。

また、行政機関等においても、苦情の申出等ができます。

当施設の窓口	苦情受付担当者 名知 元子（生活相談員） 苦情解決責任者 田中 裕幸（施設長）	
	受付時間 8：30～17：00（土、日、祝日、年末年始を除く）	
	受付方法 電話、来所、書面 1階ロビーに「ご意見箱」を設置していますのでご利用ください。	
第三者委員	評議員 松原 隆行 電話 058-262-1327 評議員 片岡 良正 電話 058-239-3636	
行政機関等	岐阜市高齢福祉課 058-265-4141 岐阜市今沢町18番地 住民登録が岐阜市以外の入居者は、それぞれの市町村役場の高齢福祉担当課	
	岐阜県運営適正化委員会 058-278-5136 岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館6階	

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「防災マニュアル」等により対応します。			
平常時の対応	別途定める「防災マニュアル」等により年2回以上避難訓練を実施し、入居者の方にも参加していただきます。			
防 災 設 備	設備名称	有無	設備名称	有無
	スプリンクラー	有	排煙設備	有
	非常階段	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	非常用電源	有
	ガス漏れ探知機	有	消火器	有
消 防 計 画	消防署への届出日 平成27年10月1日 防火管理者：堀 仁彦			
洪水時の 避難確保計画	岐阜市への届出日 平成30年3月1日 統括管理者：田中裕幸			

9. 事故発生時の対応等

事故発生時の対応	施設は、サービス等の提供により事故が発生した場合には、速やかに入居者の身元保証人（家族等）及び市町村に連絡するとともに、入居者の生命の安全の確保を最優先にした対応を講じます。
損害賠償	サービス等の提供により入居者に賠償すべき事故が発生した場合には、天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。 ただし、当該事故の発生につき、入居者の側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
施設賠償責任保険	施設は、万一の事故の発生に備えて、「施設賠償責任保険」に加入しています。

損害賠償がされない場合

入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項又はサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して発生した場合。
入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して発生した場合。
入居者が、施設の指示・忠告に反して行った行為にもつぱら起因して発生した場合。

10. 協力医療機関

協力医療機関名称	岐阜清流病院 岐阜市川部3丁目25番地 058-239-8111
	平野総合病院 岐阜市黒野176番地5 058-239-2325

11. 退居及び契約解除

入居者が退居を希望される場合は、退居予定日の30日前までに所定の「退居届」を提出していただきます。また、入居者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することがあります。

- ・不正又は偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- ・正当な理由なく利用料を滞納したとき。
- ・日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- ・身体的又は精神的疾患、もしくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- ・入居者が死亡したとき。
- ・前各号のほか、施設での生活が不適當と認められたとき。

1 2. ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	・来訪者は、必ず来訪者受付簿に記入してください。 ・来訪者が、宿泊・食事を希望される場合は、事前に事務所にお申し出ください。（食事は、1週間より前のお申し出が必要です。）
外出・外泊	・入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届を提出してください。
喫 煙	・敷地内禁煙となっております。
専用居室	・居室（ベランダを含む）の清掃、日常的な維持管理は、入居者が行います。 ・居室のゴミは各自で分別のうえ、指定された場所に出してください。 ・居室において、煙草の喫煙、石油ストーブ、電気ストーブ、ろうそく、線香等火気類の使用を禁じます。
居室・設備 器具の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。なお、通常損耗による設備・備品等の故障または更新に関する費用は、居住年数が1年未満の場合は施設負担とし、1年以上の場合は入居期間に応じて稼働年数から計算した金額を入居者負担とします。ただし、3千円以下の設備、器具に関しては、居住年数が3年以上の場合は入居者の全額負担とし、3年未満の場合は入居期間に応じて稼働年数から計算した金額を入居者負担とします。
娯楽スペース の利用	・カラオケルーム、クッキングルーム、和室、デイルーム等は通常、入居者のくつろぎの場としてご利用いただき、利用時間は、10：00～17：00とします。 ・カラオケ、クッキング等で占有して利用したい場合は、予約が必要です。事前に事務所にお申し込みください。
施設内禁止行為	・けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 ・宗教や信条の相違などを理由に他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。 ・故意又は無断で、施設もしくは物品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 ・居室又は敷地内において、犬・猫・ペット等の動物を飼育すること。（一時預り飼育も含む）

私は、本書面に基つき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

令和 年 月 日

【 入 居 者 】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【 身元保証人 】 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【 説 明 者 】 ケアハウス やすらぎの里川部苑

職・氏名 _____ (印)